

## CISPRJ 電波雑音委員会 規約 改正

平成 28 年 8 月 30 日 制定

平成 28 年 12 月 13 日 改正

令和 8 年 2 月 26 日 改正

(名称)

第 1 条 この委員会は、CISPRJ 電波雑音委員会（以下委員会という）と称する。

(事務局)

第 2 条 委員会の事務を処理するため、一般財団法人 V C C I 協会に事務局を置く。

(目的)

第 3 条 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二（以下、解釈別表第十二、という）に関わる CISPR 規格の調査・検討を行うことを、目的とする。

備考：電気用品調査委員会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）整合規格検討部会の下部組織である。

(事業)

第 4 条 委員会は、第 3 条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総務省情報通信審議会答申を受けて、解釈別表第十二に関わる CISPR 規格の調査・検討を行い、整合規格の原案を作成する。審議、承認後、以下の文書を電気用品調査委員会委員長宛に提出する。
  - a. 審議・承認を求める規格
  - b. 解釈別表第十二に提案する規格の概要
  - c. 主な国際規格がある場合は、その規格との差異の概要とその理由
  - d. 技術基準省令への整合性
  - e. 審査基準との適合性
- (2) その他第 3 条の目的達成のため必要な事項

(委員会構成)

第 5 条 委員会は、学会、官界、及び業界の有識者をもって組織し、偏りのない策定メンバー構成とする。各団体より 1 名の委員をもって構成する。ただし、一つの団体で複数の委員で構成することもできる。この場合、審議・承認事項の採否については、一つの団体で一票とする。新規入会の団体及び委員の追加については、委員会の承認により決定する。委員会には委員以外にこの分野の専門知識を有する有識者を、

委員長が認めた場合には、オブザーバーとして参加させることができる。委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名の役員を置く。委員長、副委員長は、委員の互選による。

(任期)

第 6 条 委員長、副委員長の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。  
任期の途中で補充された委員長、副委員長の任期は、前任者の残存期間とする。

(ワーキンググループ)

第 7 条 必要に応じ、委員会にワーキンググループを設ける。ワーキンググループは、若干名をもって構成し、第 4 条の事業に関する専門的調査、審議を行う。また、委員会の運営について必要に応じワーキンググループを組織することができる。ワーキンググループの主査は、委員会の委員の中から委員長がこれを任命し、ワーキンググループ委員は、主査の推薦および委員の参加の意思表示により、委員長が任命する。

(委員会)

第 8 条 委員会会議は、委員長が招集し、毎年 5 月に定例委員会を開催するほか、必要に応じ随時開催する。ワーキンググループ会議は、主査が招集し、必要に応じ随時開催する。

(委員会の審議)

第 9 条 委員会の成立は、全委員数の 2/3 以上の出席において成立する。  
委員会の審議は、出席委員の過半数の賛成者をもって決定とする。  
賛否同数の場合においては、委員長が決定する。  
委員の委員会出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。  
代理者は、委員と同じ権利及び責務を有する。

(経費)

第 10 条 第 4 条に定める事業遂行のための委員会運営に関わる会議室使用料などの諸経費は、原則として、VCCI 協会が負担する。

(記録の作成、保管)

第 11 条 委員会議事要録を作成し、審議経過を記録する。  
委員会の議事要録、及び委員会にて配布した資料等は、少なくとも 5 年間保管する。

(情報の公開等)

第 12 条 委員会の議事要録、及び委員会にて配布した資料などは、原則公開する。

(事業年度)

第 13 条 委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(改廃)

第 14 条 本規約の改廃は、定例委員会の審議を経て行う。ただし、随時開催する委員会において、改廃が必要と認められた場合は、改廃ができる。

(実施)

第 15 条 本規約は、令和 8 年 2 月 26 日より実施する。

制定：平成 28 年 8 月 30 日

改正：平成 28 年 12 月 13 日

- ・委員会名称「CISPR 小委員会」を「CISPRJ 電波雑音委員会」に改称した。
- ・第 1 条の委員会名称「CISPR 小委員会」を「CISPRJ 電波雑音委員会」に改称した。

改正：令和 8 年 2 月 26 日

- ・第 5 条の委員会構成において、一つの団体で複数の委員を構成する必要があるため、「ただし、一つの団体で複数の委員で構成することもできる。この場合、審議・承認事項の採否については、一つの団体で一票とする。新規入会の団体及び委員の追加については、委員会の承認により決定する。」を追記した。
- ・第 14 条の改廃において、随時開催する委員会で、第 5 条の改正の必要が生じたため、「ただし、随時開催する委員会において、改廃が必要と認められた場合は、改廃ができる。」を追記した。